

(様式 2)
処分基準 (不利益処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	1-5
法令名	森林組合法	根拠条項	114		
不利益処分	解散命令				
<p>森林組合法 (昭和 53 年 5 月 1 日 法律第 36 号) (根拠規定) 第 114 条 行政庁は、次に掲げる場合には、当該組合の解散を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合が法律の規程に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき 2 組合が、正当な理由がないのに、その設立から 1 年を経過してもなおその事業を開始せず、又は 1 年以上事業を停止したとき 3 組合が法令に違反した場合において、行政庁が森林組合法第 113 条第 1 項 (法令等の違反による措置命令) の規定による措置命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき <p>(処分基準) 森林組合等関係法令の処分に係る審査基準等の設定について (平成 29 年 4 月 10 日付け 29 林第 13 号農林水産部長通知) 2 不利益処分 (処分の基準) (5) 法第 114 条の規定による組合の解散命令に係る処分の基準は、同項の規定のとおりとする。なお、処分を行うに当たっては、「森林組合法の運用について」(昭和 53 年 9 月 14 日付け 53 林野組第 175 号林野庁長官通知) 第 6 の 1 に留意することとする。</p> <p>「森林組合法の運用について」(昭和 53 年 9 月 14 日付け 53 林野組第 175 号林野庁長官通知) 第 6 監督 1 行政庁の解散命令 組合、生産組合及び連合会に対する行政庁の解散命令については、法律上の解散の要件を満たす場合であっても解散以外に適切な手段がないか否か十分に検討の上慎重に行う必要がある。特に組合であって相当期間にわたって事業を行わないものについては、その実情に応じ隣接する組合との合併又は協業の推進等により事業の活発化に努めるよう指導することとし、指導にもかかわらず事業の活発化が期待できない組合については、地域の森林林業事業を考慮の上、解散を指導するほか、最終的な措置として解散命令を行うことも必要である。 なお、解散命令を発するに当たっては、当該組合、生産組合又は連合会の利益を保護し当該命令の公正を期するため、あらかじめ解散を命じようとする理由を通知し、かつ、聴聞の手続きをとる必要がある。</p> <p>(その他)</p>					